

○今を大切に生きる終活支援条例

令和七年六月二四日

仙台市条例第三五号

この世に生を受けた私たちは、様々な出会いや経験を積み重ね、それぞれの道を歩む中で、人生には必ずエンディングの時が来ます。

東日本大震災を経験した仙台市では、命の尊さや地域の絆の重要性を深く認識し、誰もが安心して生きられる社会の実現を目指してきました。

近年では、少子高齢化に伴う人口減少や身寄りのない高齢世帯の増加などの社会構造の変化に加え、価値観や人生観の多様化により、人生のエンディングに対する考え方も多種多様となっています。人生のエンディングをどのように迎えるのか、その考えは、生き方や環境などによって人それぞれに異なるものの、等しく尊重されるべきものです。

「終活」は、今を大切に生きる私たちにとって、自身の生き方を見つめ直し、人生のエンディングをどのように迎えたいか、そのために今のうちにできること、やるべきことを整理することで、将来の不安を軽減し、自己の希望を尊重するとともに、家族や周囲の人たちが担うこととなる役割を軽くすることができる活動です。

本市では、一人ひとりの尊厳を守り、市民が安心して「終活」に取り組むことができるよう支援するため、本条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、終活に対する支援（以下「終活支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに事業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、終活支援に関する施策の総合的な推進と市内での終活の広範な浸透を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 終活 生きている「今」を大切にしながら、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮した人生のエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動をいう。
- 二 市民 市内に居住する者をいう。
- 三 事業者等 市内で市民の終活に係る事業又は士業を営む者その他の終活に係る事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 終活支援は、市民一人ひとりの意思が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

2 終活支援は、市、事業者等及び市民が相互に連携し、及び協力して、次に掲げる事項が推進されなければならない。

- 一 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を整備すること
- 二 終活に関する市民のニーズを的確に把握し、時代に適合した多様な施策を行うこと

三 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること

(市の責務)

第四条 市は、基本理念にのっとり、終活支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(事業者等の役割)

第五条 事業者等は、基本理念にのっとり、市民の終活を支援するよう努めるとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第六条 市民は、終活が自己の将来への不安の軽減及び家族や周囲の人々への配慮につながることを踏まえ、それぞれが自ら希望するときに、終活に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第七条 市は、事業者等と連携して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 終活に関する相談支援
- 二 終活に関する広報及び周知
- 三 市民が終活に取り組みやすい環境の整備
- 四 その他市長が必要があると認める施策

(財政上の措置)

第八条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。